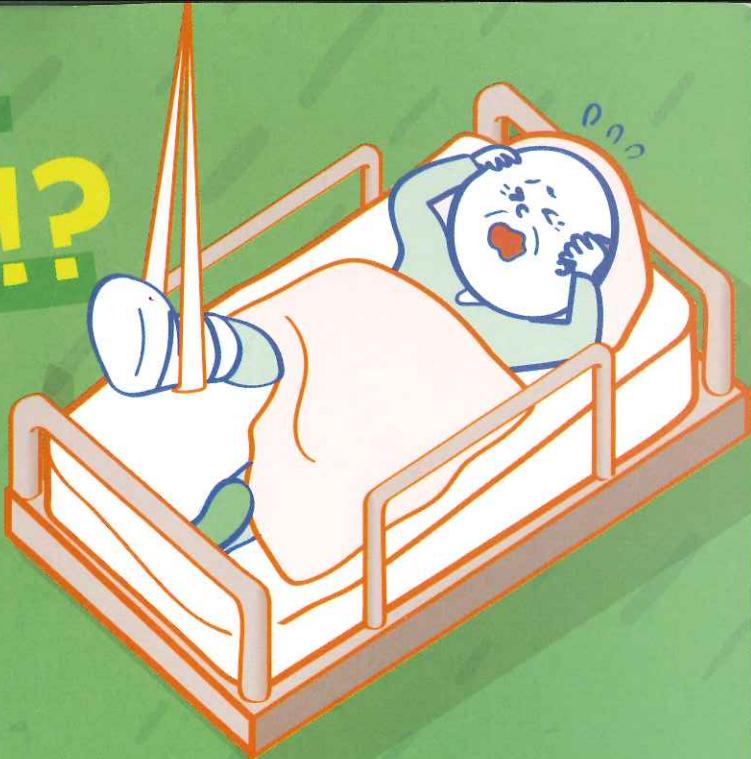


ベッドから動けない! 振込どうする!?

認知症や急病など…
この先のこと
不安がある方に、
見逃せない方法があります!



司法書士とともに
成年後見
を考える

りーがぐる さぽーと
にゅーす

legal support news



任せて安心
段階別サポート!

vol.2

任せて安心、段階別サポート!
マンガでワカル支援例

Vol.2

任意代理契約



もしもの時の心配も

「財産管理等委任契約」(通称:任意代理契約)を結べば
振込や引き出し、契約手続も
頼めます。

ご本人の判断能力はまだ充分にあるが、ケガや入院で動けない、複雑な契約を手伝ってほしいといった場合に役立つのが、代理人に代理権を与えて財産管理などを依頼する「財産管理等委任契約」です。身体が不自由な方や、財産管理が不安な方にオススメです。

自分の状況や、都合に合わせて選べるよ



「財産管理等委任契約」の支援例

- A 銀行からの預金の引き出し、振込手続
- B 税金・公共料金・光熱費・家賃などの支払
- C 賃貸している不動産の家賃収入の管理
- D 保険への加入および保険金の請求
- E 権利証・不動産などの管理
- F 年金・預貯金等の管理
- G 要介護認定の申請
- H 介護サービスの契約や変更・解除、費用の支払
- I 病院や介護施設に入所するための手続
- J 役所での住民票、戸籍の取得 などなど

Check!

「財産管理等委任契約」を結ぶには、代理人と契約書を交わし、契約書を公正証書として作成しておいた方がより確実です。費用は契約内容および誰と契約するかにより変わります。リーガルサポートの司法書士に頼んだ場合、契約書作成費用の他、一般的には月額1万円～5万円*の範囲が多いです。

*金額はあくまで目安です。契約内容や担当する司法書士などにより異なります。



Q 財産はすべて管理されるの?

A どこまでお願いするかな、
契約内容は自由に定められます。管理を任せたい方とよく相談し、今後のライフプラン(生活設計)を立て、契約書の原案を作成します。



Q 財産管理をしてくれる人は自分で選べるの?

A もちろんです。リーガルサポートにご相談いただければ、代理人や後見人としてはもちろん、契約書(公正証書)の原案づくりもサポートできる司法書士をご紹介します。

司法書士

Q 代理人がしっかり仕事をしてくれるか不安です。

A リーガルサポートは、依頼者の要望にあわせた支援を確実に行うため、様々な研修を実施。研修を受けスキルアップを図った司法書士を紹介しています。また契約した司法書士は、3か月ごとにリーガルサポートに定期報告し、監査を受ける体制なので安心です。



Q 通帳も全部預けなければいけないの?

A 契約内容によるので、ご本人の希望があれば通帳も預かりますが、なければ預かりません。リーガルサポートは、お一人おひとりの事情と希望に合わせた財産管理を実現します。



「財産管理等委任契約」を結ぶには

まずはリーガルサポートにご相談ください。
財産管理業務の専門家である司法書士が、ご本人の希望や将来の不安をお聞きし、ご要望に添った契約書(公正証書)を作成します。

詳しくはリーガルサポートまで!

裏面をCHECK

リーガルサポートにお任せください

「成年後見制度」にのっとり、判断が不十分な方々の、暮らしと財産を守ります

リーガルサポートは、「成年後見制度」を通じて、判断能力が不十分な方々の暮らしと財産を守れるよう、司法書士が中心となって設立された公益社団法人。日本全国に50の支部があります。

司法書士は親族以外の第三者の後見人として、最も多く選ばれている専門職です。

成年後見制度

認知症や知的障がいのある方など、判断能力が不十分な方々を支援する制度。介護・福祉サービスの契約、銀行との取引、各種費用の支払い、年金の受給など、様々な手続や財産管理などがサポートされます。



任意後見制度

判断能力が不十分となる前に、自分で後見人と将来の契約を結ぶもの。後見人に何をしてもらうかを、あらかじめ決められます。

法定後見制度

すでに判断能力が不十分な場合に、家庭裁判所が後見人等を選ぶもの。後見人はご本人のかわりに法律行為等を行います。

リーガルサポートでは、一定の指導や研修を行うことで“専門職後見人”を養成。会員である司法書士が後見人となった場合には厳しく監督し続け、誰もが「成年後見制度」を安心して利用できるよう努めています。

リーガルサポートの
終活安心
サポート

まだ元気な時のサポート

見守り
契約

認知症などが進んだ時
のための備え

任意後見
契約

身体がしんどくなっ
た時のサポート

財産管理等
委任契約

亡くなった後の備え
死後事務
委任契約

リーガル
サポート
の電話相談

Tel. **06-4790-5656** 土・日・祝を除く平日 13:00~16:00

〈成年後見についての質問、ご相談、お気軽にお電話ください。〉

無料の面接相談も行っています

谷町四丁目／大阪司法書士会館

毎週木曜

（祝日は除く）

13:00~16:00
（受付）15:30まで

予約不要

Tel. **06-4790-5643**
大阪市中央区和泉町1-1-6



堺東／司法書士総合相談センター堺

毎週火曜

（祝日は除く）

13:30~16:30
（受付）15:40まで

完全予約制

Tel. **06-6943-6099**
平日10:00~16:00に
お電話でご予約ください。

堺市堺区中瓦町2-3-29 瓦町ウエノビル4階



発行元

リーガルサポートおおさか
〒540-0019 大阪市中央区和泉町1-1-6
Tel.06-4790-5643

<https://www.legal-support-osaka.jp/> (リーガルサポートおおさか)
<https://www.legal-support.or.jp/> (公益社団法人 成年後見センター リーガルサポート)

2020年3月作成